



2023年12月5日

各 位

会 社 名 ケ イ テ ィ ケ イ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 青 山 英 生
(コード番号 3035 東証スタンダード/名証メイン)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 管 理 本 部 長 兼 グ ル ー プ 戦 略 本 部 長
葛 西 裕 之
(TEL 052-931-1881)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本処分の概要

(1) 処分期日	2023年12月21日
(2) 処分する株式の種類 及び株式数	当社普通株式 16,553株
(3) 処分価額	1株につき 540円
(4) 処分価額の総額	8,938,620円
(5) 割当予定先	当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) 4名 16,553株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年10月1日開催の取締役会において、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」という。)の導入を決議いたしました。また、2021年11月12日開催の第50期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して年額30百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、及び譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要】

対象取締役は、本制度に基づき、当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する当社の普通株式の総数は年40,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、割当てを受ける対象取締役に特に有利としない範囲において取締役会にて決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には、当社が当該普通株式を無償で取得すること

その上で、今般、当社は本日開催の取締役会において、対象取締役 4 名に対し、本制度の目的、当社の業績、各対象取締役の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計 8,938,620 円（以下「本金銭報酬債権」という。）を支給し、ひいては当社の普通株式 16,553 株（以下「本割当株式」という。）を付与することを決議いたしました。

【本割当契約の概要】

本自己株式処分に伴い、当社と対象取締役は個別に本割当契約を締結いたしますが、その概要は、以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、2023 年 12 月 21 日（処分期日）から当社の取締役その他当社取締役会が定める地位を退任又は退職する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が、2023 年 11 月 8 日（第 52 期定時株主総会の日）から翌年の定時株主総会の日までの期間（以下、「本役務提供期間」という。）の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、本役務提供期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職した場合、譲渡制限期間の満了時において、本役務提供期間の開始日を含む月から当該退任又は退職日を含む月までの月数を 12 で除した数（ただし、計算の結果、1 を超える場合には 1 とする。）に、当該時点において対象取締役が保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が東海東京証券株式会社に開設した口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本役務提供期間の開始日を含む月から組織再編等承認日を含む月までの月数を 12 で除した数（ただし、計算の結果、1 を超える場合には 1 とする。）に、当該時点において対象取締役が保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価額とするため、取締役会決議日の前営業日（2023 年 12 月 4 日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である 540 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象取締役にとって特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上